

名市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第5号

桑名市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

桑名市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年桑名市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) その他市長が必要と認めた保育施設を設置する法人

第3条第3号中「第2条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。